# 主 文

# 本件特別抗告を棄却する。

### 理 由

抗告代理人中村又一の特別抗告申立の理由は、末尾添付の書面記載のとおりである。

所論は違憲を主張するけれども、その実質は、第一審の有罪判決に対し被告人弁 護人から適式の控訴申立書の提出がなく、ただ控訴申立期間内に控訴審における弁 護人選任届が裁判所に提出されただけでは、控訴申立があつたものということがで きない旨判示した原決定の、法令違反を主張するものにほかならないから、適法な 特別抗告理由に当らない(原決定の右の点に関する判示は正当である)。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

# 昭和三二年七月三〇日

# 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	橋		潔
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	垂	7K	克	己